

令和2年3月3日

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業者支援として 区独自の特別融資あっせんを開始します！

区では、2月18日から「新型コロナウイルス感染症に伴う経営に関する特別相談窓口」を設置し、相談を行ってきましたが、資金繰りに関する相談が増加したため、**区独自の特別融資あっせん制度を新設し、中小企業者の支援を強化**します。

特別融資あっせんの概要

- 【あっせん期間】 3月4日(水)～5月29日(金)
- 【あっせん金額】 500万円以内
- 【資金用途】 運転資金
- 【利率】 **無利子(区が利子の全額を負担します)**
- 【貸付期間】 7年以内(据置1年を含む)
- 【信用保証料】 本融資に伴う信用保証料を区が全額補助します
- 【対象条件】 以下の条件を全て満たしている法人及び個人

3月9日(月)から、
融資あっせん窓口を
午後7時まで延長します

- 1 次に該当する事業者
新型コロナウイルス感染症の影響で最近1か月間の売上が前年同月比で10%以上減少
- 2 事業所の規模
資本金1千万円以下又は、従業員100人(小売業、卸売業、サービス業は30人)以下
- 3 事業所の所在地
法人…港区内に1年以上本店登記と本店での事業の実態があり、かつ同一事業を1年以上営んでいる法人
個人…港区内で1年以上、同一事業を営んでいること(事業主の住所が港区内に1年以上ある場合は、都内で同一の事業を1年以上営んでいること)
- 4 対象業種
東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- 5 その他
港区に納期の到来している特別区民税・都民税(法人は、港都税事務所に法人都民税と法人事業税)を完納していること

セーフティネット保証4号の認定窓口を増設

3月2日(月)から開始しているセーフティネット保証4号の認定を強化するため、認定専用窓口を2ブース設置して対応します。(セーフティネット保証4号に認定されると区の緊急支援融資をご活用いただくこともできます。)

その他詳細については、以下にお問合せください。

- <問合せ・予約> 月曜～金曜 午前9時～正午、午後1時～5時
電話:03-3578-2560・2561 (産業振興課経営相談担当)
- <詳細情報> <http://www.minato-ala.net/> (産業振興課 HP)